

## 大阪市中央区役所と東急不動産株式会社との連携協力に関する協定書

大阪市中央区役所（以下、「甲」という。）と東急不動産株式会社（以下、「乙」という。）は、相互の連携・協力関係を強化し、豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的に、本協定を締結する。

### （連携事項）

第1条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地域活性化に関すること
- （2）子育て支援に関すること
- （3）子どもたちの多様な可能性の芽を育てること
- （4）生涯学習に関すること
- （5）保健・福祉に関すること
- （6）防災・防犯に関すること
- （7）その他目的達成のため必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前条に定める事項の円滑な推進を図るため、連絡調整に関する担当部署を定める。

### （期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

### （疑義の決定）

第3条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

### （秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定で知り得た情報又は個人のプライバシーに関する事項については、これを第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月15日

甲 大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号  
大阪市中央区長 稲嶺 一夫

乙 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号  
東急不動産株式会社  
都市事業ユニット 都市事業本部  
執行役員 本部長 鮫島 泰洋